

西中国信用金庫

〈決済用普通預金（無利息型）〉商品概要説明書

令和 4 年 4 月 1 日現在

1. 商品名	・ 決済用普通預金（無利息型）
2. 販売対象	・ 個人の方および法人
3. 期間	・ 期間の定めはありません。
4. 預入	
預入方法	・ 随時お預入れいただけます。
預入金額	・ 1 円以上
預入単位	・ 1 円単位
5. 払戻方法	・ 随時払戻しできます。
6. 利息	・ この預金には、利息はつきません。
7. 手数料	<ul style="list-style-type: none">・ キャッシュカードによる払戻しにあたっては、キャッシュカード規定に定める当金庫所定の手数料をいただきます。・ この預金のお預入れあるいは払戻しにあたっては、当金庫所定の手数料をいただく場合があります。・ 未利用口座管理手数料<ul style="list-style-type: none">①令和3年4月1日を基準日として、基準日以降、最後のお預入れまたは払戻し（この口座のお利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除きます。）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しがない場合には、この口座を未利用口座としてお取扱いいたします。ただし、以下の場合は除きます。<ul style="list-style-type: none">・ 口座残高が10,000円以上である場合・ 同一支店において、他に預り資産（定期性預金、投資信託、保険、外貨預金、国債等）がある場合。・ 融資取引がある場合。②前①号に該当した場合には、当金庫はこの預金から払戻請求書等によらず当金庫所定の方法により、当金庫所定の未利用口座管理手数料を引落します。この場合、引落した未利用口座管理手数料は返却しません。③前①号に該当する預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は預金者に通知することなく、残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、この口座を解約いたします。この場合、手数料の充当に不足が生じても、当金庫はこれを請求しません。また、解約された口座の再利用はできません。
8. 付加できる特約事項	・ 個人の方は、決済用普通預金を総合口座として利用することができます。
9. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none">・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部（9時～17時、電話：0120-67-5563）にお申出ください。・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。

<p>9. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p>また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。</p> <p>その際には、お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もあります。</p> <p>詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。</p>
<p>10. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共料金の自動支払いや給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取りができます。 ・ この預金は、「普通預金規定」によりお取扱いします。 ・ 新規口座開設のほか、現在お持ちの普通預金口座から決済用口座に切替えることも可能です。 この場合、口座番号等の変更はありませんが、お届印と収入印紙（200円）をご用意ください。 ・ 預金保険制度の付保対象預金です。（決済用預金は全額保護されます。） 決済用預金を総合口座としてご利用いただく場合は、決済用普通預金のみが全額保護の対象となります。 決済用預金以外の預金につきましては、預金保険制度に基づき元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）